

明 細 書

発明の名称： マッサージ機能付きの変形性クッション

技術分野

[0001] 本発明は、使用者の姿勢に合わせて形が変化する変形性クッションであって、マッサージ機能を備えた変形性クッションに関し、簡単に本体形状を変形させて整えて使用することも可能となる変形性クッションに関する。

背景技術

[0002] 従来から、抱き枕に代表されるような「使用者の体型や姿勢に合わせて形状が変化するクッション」は数多く販売されている。

[0003] 例えば、特許文献1には、移動が容易であるような分量の詰め物を棒状蒲団側内に封入した状態において棒状蒲団側内に遊びの空間部を残存させ、任意に折り曲げ可能な状態に構成した抱き蒲団が開示されている。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：日本国公開特許公報「特開2001-190384号公報」

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] 特許文献1に開示された抱き枕、抱き蒲団、変形性クッションは、使用者の体に添った形に変形するため、非常に心地の良いクッションとなっている。

[0006] ところで、マッサージ機に関するユーザのニーズは多岐に亘っており、従来の椅子型マッサージ機のように、椅子に座った形態でのマッサージではなく、楽な姿勢、抱き枕に凭れかかった姿勢でマッサージを受けたいとの要望もユーザから挙がってきている。

[0007] 本発明は、上述の問題、市場のニーズに鑑みてなされたものであり、椅子

に座った形態でのマッサージではなく、楽な姿勢、抱き枕に凭れかかった姿勢でマッサージを受けることができるマッサージ機能付きの可変形性クッションを提供することを目的とする。

[0008] また、従来から販売されている抱き枕などの可変形性クッションは、使用者の体に添った形に自然に変形するため心地の良いクッションとなっている。ところが近年、可変形性クッションにおいて、リラックス効果のさらなる向上が求められている。このようなユーザのニーズに応えるべく、従来からある使用者の体に添って自然に変形する機能に加えて、例えば、ユーザのニーズに合わせて簡単に本体形状を（例えば、椅子形状に）変形させて整えることで、可変形性クッションの使用形態を変更することができる機能を持たせるなどの付加価値を検討した。

[0009] 本発明は、上述の市場のニーズなどの課題を鑑みてなされたものであり、使用者の体に添って自然に変形するクッションにおいて、簡単に本体形状を変形させて整える機能を備えることにより、より楽な姿勢で 사용할 ことができるので、リラックス効果をさらに向上させることができる可変形性クッションを提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0010] 上記課題を解決するため、本発明のマッサージ機能付きの可変形性クッションは、以下の技術的手段を講じている。

[0011] 即ち、本発明のマッサージ機能付きの可変形性クッションは、内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型や姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能なマッサージ機構が搭載された構成を有することを特徴とする。

[0012] 好ましくは、前記クッション体は前記内容物を装入可能な袋体を有しており、前記袋体内に空間部が存在する量の前記内容物が装入されているとよい。

[0013] 好ましくは、前記マッサージ機構は、使用者にマッサージを付与する施療子を備えているとよい。

- [0014] 好ましくは、前記施療子の内部又は隣接部に発光体を具備するとよい。
- [0015] 好ましくは、前記クッション体の内側にケース体が配備され、前記ケース体の内部に前記マッサージ機構を駆動するための駆動機材が配設されるとよい。
- [0016] 好ましくは、前記ケース体の表面に発光体が配設されているとよい。
- [0017] 好ましくは、前記マッサージ機構と使用者との間に、前記マッサージ機構を覆う覆いクッションが配備可能とされるとよい。
- [0018] また、上記課題を解決するため、本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションは、以下の技術的手段を講じている。
- [0019] 即ち、本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションは、内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能な機械式のマッサージ機構が搭載された構成を有するマッサージ機能付きの変形性クッションであって、前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体を有し、前記第1袋体に前記マッサージ機構が配設されていることを特徴とする。
- [0020] また、本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションは、内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能な機械式のマッサージ機構が搭載された構成を有するマッサージ機能付きの変形性クッションであって、前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体と、前記第1袋体に連通状に後方側に延びる第2袋体とを有し、前記第1袋体及び／又は第2袋体には前記マッサージ機構が配設されていることを特徴とする。
- [0021] 好ましくは、前記第1袋体内のビーズ体を移動させて前記クッション体を変形することで、使用者に対する前記マッサージ機構の位置が変更可能とさ

れているとよい。

[0022] 好ましくは、前記第1袋体及び／又は第2袋体内のビーズ体を移動させて前記クッション体を変形することで、使用者に対する前記マッサージ機構の位置が変更可能とされているとよい。

[0023] 好ましくは、前記第2袋体内におけるビーズ体の寄集中度合い（言い換えれば、集積度合い）を変更することで、前記第1袋体に対する第2袋の傾斜度合いが変更可能とされているとよい。

[0024] 好ましくは、前記第1袋体内におけるビーズ体の寄集中度合いを変更することで、前記マッサージ機構からのマッサージ強さが変更可能とされているとよい。

[0025] 好ましくは、前記第1袋体及び／又は第2袋体内におけるビーズ体の寄集中度合いを変更することで、マッサージ機構からのマッサージ強さが変更可能とされているとよい。

[0026] 好ましくは、前記マッサージ機構は、先端に施療子が配備されたアーム部材と、回転駆動力を出力する駆動部と、出力された回転駆動力により回転する回転軸と、その回転軸の回転を揺動運動に変換して、前記アーム部材を揺動させ前記施療子に少なくとも揉みマッサージ動作を発現させる揺動変換部とを有しているとよい。

[0027] 好ましくは、前記施療子の内部に発光体が内蔵されているとよい。

[0028] また、上記課題を解決するため、本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションは、以下の技術的手段を講じている。

[0029] 即ち、本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションは、内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者に押圧マッサージを付与可能なエアバッグが搭載された構成を有するマッサージ機能付きの変形性クッションであって、前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体と、前記第1袋体の左右一方側に設けられるとともに前記

第1袋体に連通状に且つ一方へ延びるように形成された第3袋体と、前記第1袋体の左右他方側に設けられるとともに前記第1袋体に連通状に且つ他方へ延びるように形成された第4袋体と、を有し、前記第3袋体と第4袋体とが対向する位置に設けられており、前記第3袋体及び／又は第4袋体には前記エアバッグが配設されていることを特徴とする。

[0030] 好ましくは、前記第1袋体の空間部と第3袋体の空間部とは連通しており、前記第1袋体の空間部と第4袋体の空間部とは連通していて、前記第1袋体に対して荷重が加えられた場合、前記第1袋体の空間部に存在するビーズ体が第3袋体及び第4袋体に移動することで、前記第3袋体及び第4袋体は左右方向外側へ延びるとともに上方へ立ち上がるように構成されているとよい。

[0031] 好ましくは、前記第3袋体及び第4袋体が左右方向外側へ延びるとともに上方へ立ち上がった際には、前記第1袋体上に位置する使用者の臀部を、前記第3袋体及び第4袋体が挟み込むように構成されているとよい。

[0032] 好ましくは、前記第3袋体のエアバッグと第4袋体のエアバッグとが同時に膨らむことで、使用者の臀部を左右から挟み込むように構成されているとよい。

[0033] 好ましくは、体格の大きい人から体格の小さい人に亘り様々な人が使用者となりうるに際しては、体格の小さい使用者に対応して、前記第3袋体及び第4袋体の大きさ及び／又は幅方向間隔を設定しているとよい。

[0034] 好ましくは、前記第1袋体には前記エアバッグが配設されているとよい。

[0035] 好ましくは、前記第1袋体に連通状に後方側に延びる第2袋体を有し、前記第1袋体の空間部と第2袋体の空間部とは連通しており、前記第1袋体に対して荷重が加えられた場合、前記第1袋体の空間部に存在するビーズ体が第2袋体に移動することで、前記第2袋体は後方へ延びるとともに上方へ立ち上がるように構成されているとよい。

[0036] 好ましくは、前記第2袋体には前記エアバッグが配設されているとよい。

[0037] また、上記の目的を達成するため、本発明においては以下の技術的手段を

講じた。

- [0038] 即ち、本発明にかかる可変形性クッションは、内部に装入された流動性を有する内容物（ビーズ体）により使用者の体型や姿勢に添って形状を変形可能とされた可変形性クッションにおいて、前記内容物が装入された袋体を備えるクッション体を有し、前記クッション体には、前記袋体を少なくとも二つ以上の袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する制限部材が設けられていることを特徴とする。
- [0039] 好ましくは、前記制限部材は、前記袋体を第1袋体と第2袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第1制限部材を有しているとよい。
- [0040] 好ましくは、前記第1袋体は、前記第1制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、前記第2袋体は、前記第1制限部材により形が整えられ且つ、前記第1袋体に対して後側にて起立された状態で配備されるとよい。
- [0041] 好ましくは、前記制限部材は、前記袋体を第1袋体と第3袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第2制限部材を有しているとよい。
- [0042] 好ましくは、前記第1袋体は、前記第2制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、前記第3袋体は、前記第2制限部材により形が整えられ且つ、前記第1袋体に対して左側にて起立された状態で配備されるとよい。
- [0043] 好ましくは、前記制限部材は、前記袋体を第1袋体と第4袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第3制限部材を有しているとよい。
- [0044] 好ましくは、前記第1袋体は、前記第3制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、前記第4袋体は、前記第3制限部材により形が整えられ且つ、前記第1袋体に対して右側にて起立された状態で配備されるとよい。
- [0045] 好ましくは、前記内容物は、前記袋体の内部に前記空間部が設けられるように、前記袋体の内容積より少ない量が装入されていて、前記クッション体の変形可能となるとよい。

- [0046] 好ましくは、前記袋体には、マッサージ機構が配備されているとよい。
- [0047] 好ましくは、前記内容物が装入された前記袋体の外側または内側に、前記マッサージ機構を収容する第5の袋体が設けられていて、前記マッサージ機構は、前記第5の袋体の内部において移動可能とされているとよい。
- [0048] 好ましくは、前記第5の袋体には、前記マッサージ機構の移動を制限する装置制限部材が配備されているとよい。

発明の効果

- [0049] 本発明のマッサージ機能付きの変形性クッションによれば、椅子に座った形態でのマッサージではなく、楽な姿勢、抱き枕に凭れかかった姿勢でマッサージを受けることができる。
- [0050] また、本発明の変形性クッションによれば、使用者の体に添って自然に変形するクッションにおいて、簡単に本体形状を変形させて整える機能を備えることにより、より楽な姿勢で 사용할 ことができるので、リラックス効果をさらに向上させることができる。

図面の簡単な説明

- [0051] [図1]第1実施形態にかかる変形性クッションを示した斜視図である。
- [図2]第1実施形態にかかる変形性クッションを示した斜視図である（変形例）
- [図3]第1実施形態にかかる変形性クッションのクッション体の変形する様子を示した模式図である。
- [図4]第1実施形態にかかる変形性クッションの使用態様を示した図である（腰部をマッサージ）。
- [図5]第1実施形態にかかる変形性クッションの使用態様を示した図である（肩部をマッサージ）。
- [図6]第1実施形態にかかる変形性クッションの変形例を示した側面図である。
- [図7]第2実施形態にかかる変形性クッションの外観を示した斜視図である。

[図8]第2実施形態にかかる可変形性クッションを示した斜視図である（エアバッグを破線で示す）。

[図9]第2実施形態にかかる可変形性クッションの使用態様を示した図である。

[図10]第2実施形態にかかる可変形性クッションを示した斜視図である（エアバッグ、空気道、ケース体、LEDライトなどを破線で示す）。

[図11]第3実施形態にかかる可変形性クッションのクッション体に変形していない様子（制限部材（紐体）で縛らずに、第1袋体と第2袋体が連通状態にある様子）を模式的に示した斜視図である。

[図12]第3実施形態にかかる可変形性クッションのクッション体に変形した様子（制限部材（紐体）で縛って、第1袋体と第2袋体が独立した状態にある様子）を模式的に示した斜視図である。

[図13]第3実施形態にかかる可変形性クッションのクッション体に変形した様子（制限部材（紐体）で縛って、第1袋体と第2袋体と第3袋体と第4袋体が独立した状態にある様子）を模式的に示した斜視図である。

発明を実施するための形態

[0052] 以下、本発明にかかる可変形性クッション1の実施形態を、図面に基づき詳しく説明する。なお、説明における前後方向、左右方向（幅方向）、上下方向は、本発明の可変形性クッション1に着座した使用者Mから見たものである。

[0053] [第1実施形態]

図1は、本発明の可変形性クッション1の斜視図である。

[0054] 図1に示す如く、本発明の可変形性クッション1（単に、クッション1と呼ぶこともある）は、袋体2とそれに装入される内容物とからなるクッション体3と、このクッション体3に配設されたマッサージ機構4とからなる。クッション体3は使用者Mの体型や姿勢に添って変形可能な可変形性を有している。

[0055] まず、クッション体3は、使用者Mの体と略同じ乃至は半分程度の大きさ

を有する袋状の袋体2を有している。この袋体2の内部に内に遊びの空間部を残存させ、内容物を装入した構造となっている。

[0056] 袋体2は、布やプラスチックシートを縫い合わせて袋形状にしたものである。袋体2の素材は様々なものが採用可能であるが、綿のブロード地などを採用することができる。袋体2の素材に伸縮性があることが好ましいが、伸縮性がなくてもよい。

[0057] 袋体2の形状としては、様々なものが採用でき、円筒状になるもの、円盤状になるもの、三角錐形状になるものと様々考えられる。袋体2の形状は、その素材となる布体のカッティングや縫い合わせ位置により、任意のものが作成可能である。図6に示すように、キュービック状の袋体2でもよく、使用者Mが座った場合に、内部の内容物が移動し、臀部から腰部を覆うようにクッション1が変形する。

[0058] このような袋体2の中に、内容物（詰め物）としてビーズが封入されている。ビーズ（ビーズ体と呼ぶこともある）としては、様々なものが想定される。例えば、ソバ殻、もみ殻、穀物類、木製又はコルク製粒、発泡スチロール粒、ポリエチレン粒、粒状パイプ等が好適であり、いずれもその直径は数mm～数cm程度である。他に、小粒ボール状に加工した綿、パンヤ、絹、羊毛、ポリエステル綿、アクリル綿、合成樹脂製またはゴム製のスポンジなども採用可能である。

[0059] クッション1の袋体2内に封入して使用されるビーズの分量としては、袋体2内の全体積の50～90%とされ、ビーズが袋体2内を容易に移動可能なように遊びの空間部を袋体2内に敢えて残存する状態としている。このような構成のため、クッション1はその形を自在に変えることができる。例えば、図3に示すように、クッション1は、通常は縦長の袋状であり、使用者Mが手などを使って内部のビーズを移動させて自由に変形したり、使用者Mがクッション1に体重をかけることで、クッション1は使用者Mの体の形（体型や姿勢）に添って密着するように形を変形することができる。

[0060] なお、クッション1として、塩化ビニール素材の空洞体に水などの液体（

流体)を入れたものでもよい。内部の流体が空間的に移動できるものであれば、袋体2(クッション体3)は自由に変形し、使用者Mの姿勢や体型に添って自由に変形可能となる。

[0061] このようなクッション1の内表面の一部には、ポケット状に別の布体などが縫い付けられており、このポケット内にマッサージ機構4が配備されるものとなっている。

[0062] マッサージ機構4を使用しないときは、当該マッサージ機構4が邪魔となる場合があるので、その際は、シート状の覆いクッション5を用意しておき、この覆いクッション5をマッサージ機構4の上から被せるようにしてもよい。覆いクッション5の形状は限定されないが、例えば、図1に示すような円形でも良く、矩形の形状を呈していてもよい。厚みは、使用者Mがマッサージ機構4の存在を認識できない程度の厚みとすればよいが、使用者Mの好みに応じて、厚手のものを採用してもよい。覆いクッション5の内部に装入されるものとしては綿やスポンジ、ウレタン等が好適であるが、これらには限定されない。クッション体3内に装入されたビーズと同様のものであってもよい。

[0063] この覆いクッション5内にマッサージ機構4を内蔵するようにしてもよい。このような構成にしておけば、覆いクッション5を任意の位置に配備することで、使用者Mが所望する部位を容易にマッサージすることができる。

[0064] なお、クッション1を具現化するにあたっては、様々な改良を施してもよい。

[0065] 例えば、袋体2を二重構造とすることは好ましい。二重構造とした場合、外布体(外カバー)は、洗濯するために取り外せるカバーとすることができ、内布体(内カバー)は、ビーズを収めた袋体2とすることができる。

[0066] さて、マッサージ機構4については、様々なマッサージ機構を採用することができる。以下にマッサージ機構4の一例を挙げる。

[0067] マッサージ機構4は、長尺の板材で形成されたアーム部材10と、回転駆動力を出力する駆動部と、出力された回転駆動力により回転する回転軸と、

その回転軸の回転を揺動運動に変換して、アーム部材 10 を揺動させる揺動変換部とを有している。マッサージ機構 4 は、左右一対備えられている。

[0068] 例えば、図 1、図 2 に示す如く、アーム部材 10 は、長手方向中央が基端とされ、その基端から上方と下方の 2 方向に分かれて突出した形状を有する。アーム部材 10 は、先端側が前方向（使用者 M 側）に向かって突出しており、その先端側には施療子 11 が設けられている。

[0069] 揺動変換部により回転駆動力が揺動運動に変換されることにより、アーム部材 10 が揺動し、それに伴って施療子 11 が左右方向に近接離反を繰り返す。これにより、使用者 M の肩部～背部～腰部などの施療部に対して掴み揉みマッサージや叩きマッサージなどが行われることとなる。

[0070] このようなマッサージ機構 4 に関して、例えば、日本国公開特許公報「特開 2017-153733 号公報」に記載の機構や、日本国公開特許公報「特開 2019-058463 号公報」に記載の機構などを採用してもよい。更には、以下のような構成であってもよい。

[0071] すなわち、マッサージ機構 4 の施療子 11 としては、左右一対に配備されたボール状の施療子 11 であってもよく、板状の揉みボードでもよい。これら施療子 11 が近接離反しマッサージ動作を発現するが、施療子 11 の近接離反時には、ループ軌道を描いてもよいし、8 の字運動を行ってもよい。これらループ軌道や 8 の字軌道は、前後方向、左右方向、上下方向に 3 次元的なものであってもよいし、2 次元的な軌道であってもよい。

[0072] 施療部を掴むように揉む「掴み揉み」を実現する掴み施療子 11 を有するマッサージ機構 4 であってもよいし、施療子 11 が小刻みに前後し叩き動作を行うものであってもよい。施療子 11 が振動を行うものでもよい（振動マッサージ）。

[0073] また、マッサージ機構 4 として、エアバッグ 25（空気袋）を用いた押圧乃至は挟み込みマッサージでもよい。袋体 2 が前述した二重構造の場合、エアバッグ 25 は内側カバーに配設してもよく、外カバーに配設してもよい。エアバッグ 25 によるマッサージ機構 4 とともに、機械式のマッサージ機構

4 を配備してもよい。

[0074] マッサージ機構4は充電式の駆動形態でもよく、商用電力を電源コードで供給する形態であってもよい。また、クッション1に配備されるマッサージ機構4は、1つであっても複数であってもよい。

[0075] マッサージ機構4の施療子11に関して、その内部にLEDなどを内蔵して光るようにするとよい。こうすることで、使用者Mはマッサージ機構4の位置を容易に認識することが可能となる。当然ながらクッション1を構成する袋体2はLEDからの発光を透過できる材質であることが好ましい。

[0076] 以上述べたマッサージ機構4付きのクッション1の使用態様に関し、以下詳しく述べる。

[0077] まず、図4に示す如く、使用者Mはクッション1に座り、クッション1に体重をかけ、自分が所望する座り、姿勢に添うようにクッション1を変形させる。このとき、使用者Mは、自分がマッサージを受けたい部位にマッサージ機構4（施療子11）が位置するように体を移動させ、施療子11を充てがう。この状態でマッサージ機構4を駆動させることで、使用者Mはクッション1に安寧な姿勢を持って体を預けつつ、所望とする部位に対してマッサージを行うことが可能となる。

[0078] なお、マッサージ機構4を使用せず、クッション1に座ってくつろぐ際に、マッサージ機構4の存在を邪魔に感じることもある。その際は、図1に示すように、別途用意された覆いクッション5をマッサージ機構4が存在する部分に設置し、マッサージ機構4の存在を使用者Mに認識させないようにする。

[0079] 図2のように、覆いクッション5内にマッサージ機構4を内蔵する構成を採用すれば、覆いクッション5を任意の位置に配備することで、使用者Mが所望する部位を容易にマッサージすることができる。マッサージを所望せず、クッション1に座ることのみを意図する際には、覆いクッション5を跳ね上げるなどしてクッション1上に配備しないようにしたらよい。

[0080] 覆いクッション5をクッション1の所定位置に固定する方法であるが、使

用者Mとクッション体3との間で挟み込むようにしてもよく、覆いクッション5に紐体6を設けておき、この紐体6によりクッション1に固定するようにしてもよい。また、覆いクッション5とクッション1とを面テープにより接合するようにしてもよい。

[0081] 図4のように座っている使用者Mであれば、腰の部位のマッサージを行うことが可能となる。その後、使用者M自身がクッション1上を前に滑るように移動することで、クッション1が変形し、図5のごとく、マッサージ機構4が使用者Mの肩の部位に対応するようになる。このような姿勢においては、クッション体3は使用者Mの体型に対応して変形しており、使用者Mは安寧な姿勢を取りつつ肩を確実にマッサージすることが可能となる。

[0082] 通常のマッサージ椅子は、使用者Mの様々な部位にマッサージ機構4を移動させるため、マッサージ機構4を上下に移動させる上下移動機構、前後に移動させるための前後移動機構などを備えるものとなっているが、本発明のクッション1では、袋体2内のビーズを移動させクッション体3を変形することで、マッサージ機構4は容易に移動し使用者Mの施術部に確実に対応することができる。すなわち、本発明のクッション1は上述の移動機構が不要な構成となっている。また、クッション体3は力をかけることで簡単に平坦な形状へ移行することができるため、背もたれを倒すようなリクライニング機構が不要であり、ベッド型のマッサージ機にも簡単に成り得るものである。

[0083] 以上述べたマッサージ機能付きのクッション1においては、従来の椅子型マッサージ機には無い様々な利点、使用態様が存在する。以下に列記する。

[0084] まず、本発明のマッサージ機能付きのクッション1では、マッサージ機構4からのマッサージ強さ（施療子11に強弱をつけること）が容易となる。すなわち、施療子11を施術部に強く当てたいと考えたら、マッサージ機構4の裏側において、ビーズを厚くするようにクッション1内で周りからビーズを寄せ集めてくる。すると、マッサージ機構4が使用者Mの施術部に近接することになり、施療子11を使用者Mに強く当てることができる。

[0085] 逆に、マッサージ機構4を後ろから支持する支持体が剛体でないため、マッサージ機構4に過度な負荷がかかった際には、マッサージ機構4自体がクッション1内へ沈み込むようになる。そのため、マッサージ機構4に過度な負荷がかかりにくく、使用者Mへも過度なマッサージが付与されることはない。

[0086] 以上述べたように、本発明のマッサージ機能付きのクッション1によれば、椅子に座った形態でのマッサージではなく、楽な姿勢、抱き枕に凭れかかった姿勢でマッサージを受けることができるようになる。

[0087] [第2実施形態]

図7～図10には、本発明の変形性クッション1の第2実施形態が開示されている。

[0088] 第2実施形態の変形性クッション1（クッション1）は、第1実施形態と同様で、袋体2とこの袋体2に装入される内容物とからなるクッション体3と、このクッション体3に配設されたマッサージ機構4とからなる。クッション体3は使用者Mの体型や姿勢に添って変形可能な変形性を有している。

[0089] 袋体2は、布やプラスチックシートを縫い合わせて袋形状にしたものである。袋体2の素材は様々なものが採用可能であるが、綿のブロード地などを採用することができる。図7に示すように、袋体2は、使用者Mの臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体21と、この第1袋体21に連通状に後方側に延びる第2袋体22とを有する。第1袋体21は、布などを略矩形となるように縫い合わされて構成されており、その内部には空間部が存在するものとなっている。第2袋体22は、その先端（第1袋体21から離れる側）は紡錘状となるように布が縫い合わされてなる。第2袋体22の内部も空間部となっている。

[0090] 第1袋体21の左側には、第3袋体23が第1袋体21に連通状に且つ左方へ延びるように設けられている。第3袋体23の先端（第1袋体21から離れる側）は紡錘状となるように布が縫い合わされてなる。第1袋体21の

右側には、第4袋体24が第1袋体21に連通状に且つ右方へ延びるように設けられている。第4袋体24の先端（第1袋体21から離れる側）は紡錘状となるように布が縫い合わされている。第1袋体21の空間部と第3袋体23の空間部とは連通しており、第1袋体21の空間部と第4袋体24の空間部とは連通している。

[0091] 以上述べた第1袋体21～第4袋体24の空間部には、内容物（詰め物）としてビーズが封入されている。ビーズとしては、第1実施形態と同様に様々なものが想定される。

[0092] クッション1の袋体2内に封入して使用されるビーズの分量としては、袋体2内の全体積の50～90%とされ、ビーズが袋体2内を容易に移動可能なように遊びの空間部を袋体2内に取えて残存させている。このような構成のため、クッション1はその形を自在に変えることができ、使用者Mがクッション1に体重をかけることで、クッション1は使用者Mの体の形（体型や姿勢）に添って密着するように形を変形することができる。

[0093] 特に第2実施形態のクッション体3の場合、第1袋体21に使用者Mが腰掛けた場合（第1袋体21に使用者Mの臀部を介して荷重が加えられた場合）、第1袋体21の空間部に存在したビーズが、第2袋体22に移動すると共に第3袋体23と第4袋体24にも移動するようになる。移動してきたビーズはそれぞれの袋体の空間部を充満することになり、第2袋体22は後方へ延びるとともに上方へ立ち上がるようになる。立ち上がった第2袋体22の前側に使用者Mの背部が存在するため、第2袋体22は、使用者Mの背部を支える背もたれ部となる。なお、この第2袋体22は無くても問題はない。

[0094] 同様に、第3袋体23及び第4袋体24は左右方向へ延びるとともに上方へ立ち上がるようになり、第3袋体23及び第4袋体24は互いが幅方向で対面するようになる。この第3袋体23及び第4袋体24の間に使用者Mの臀部が存在するため、第3袋体23及び第4袋体24は、使用者Mの臀部を挟み込むような形になる。

- [0095] 第2実施形態のクッション体3の場合、袋体2が二重構造（内布体と外布体の2枚構造）となっている。内布体（内カバー）は、ビーズを収めた袋体であり、この内布体と略同様な形状を有し、内布体を覆うようになっている外布体（外カバー）を有している。この内布体と外布帯との間には、使用者Mの施療部を押圧マッサージすることができるエアバッグ25が1又は複数個配備されている。具体的には、内布体の表面に、所定の配置をもってエアバッグ25が取り付けられており、更には、空気を導通するための空気道26やエアバッグ25へ供給する圧縮空気を生成するエアポンプ（図示せず）などが配備されている。
- [0096] エアバッグ25の配置は任意であるが、第2実施形態の場合は、図8に示すように、第2袋体22の先端側に、左右一対のエアバッグ25が設けられ、第2袋体22の基端側（第1袋体21に近い側）にも左右一対のエアバッグ25が設けられている。第1袋体21には、左右一対のエアバッグ25が配備されており、第3袋体23には1つのエアバッグ25、第4袋体24には1つのエアバッグ25が設けられている。
- [0097] 第1袋体21に配備された左右一対のエアバッグ25が膨張することで、使用者Mの臀部を下方から押し上げるように押圧マッサージを行うことができる。第2袋体22に設けられた合計4つのエアバッグ25により使用者Mの背部に対する押圧マッサージを行うことが可能となる。第3袋体23のエアバッグ25と第4袋体24のエアバッグ25とが同時に膨らむことで、左右から使用者Mの臀部、骨盤を挟み込むことになり、効果的なマッサージを付与することができる。
- [0098] 以上述べた、第2実施形態にかかるマッサージ機構付きの変形性クッション1の使用態様に関し、以下詳しく述べる。
- [0099] まず、図9に示す如く、使用者Mはクッション1に座り、クッション1に体重をかけ、自分が所望する座り、姿勢に添うようにクッション体3を変形させる。このとき、使用者Mの体重により、第1袋体21内のビーズが、第2袋体22に移動することで、第2袋体22は後方へ延びるとともに上方へ

立ち上がるようになる。立ち上がった第2袋体22の前側に使用者Mの背部が存在するため、第2袋体22は、使用者Mの背部を支える背もたれ部となる。

[0100] この立ち上がった状態の第2袋体22に体を預けることで、第2袋体22に配備されたエアバッグ25が使用者Mの背部に当たるようになり、このエアバッグ25による背部への押圧マッサージが可能となる。エアバッグ25が膨張した際には、第2袋体22は支え（後方から支持する支持体）となるため、エアバッグ25の膨張による押圧力は、後ろに逃げることなく使用者Mの背部に確実に伝わるものとなる。

[0101] また、使用者Mの体重により、第1袋体21内のビーズが第3袋体23及び第4袋体24に移動することで、第3袋体23及び第4袋体24は左右方向へ延びるとともに上方へ立ち上がるようになり、第3袋体23及び第4袋体24は互いが幅方向に対面するようになる。この第3袋体23及び第4袋体24の間に使用者Mの臀部が存在するため、第3袋体23及び第4袋体24のエアバッグ25は、第3袋体23及び第4袋体24が支え（後方から支持する支持体）となり、使用者Mの臀部を挟み込むような形となり、このエアバッグ25に圧縮空気を導入することで、エアバッグ25は膨張し、使用者Mの臀部を左右から挟み込むような押圧マッサージを付与することが可能となる。

[0102] この第3袋体23及び第4袋体24の大きさや両者の幅方向間隔は、袋体2内のビーズの動きにより使用者Mの体格に着実に合うものとなる。そのため、例えば、体格の小さい人を意識して、第3袋体23及び第4袋体24を構成する布体自体の大きさや幅方向間隔を設定しておけば、体格の大きな人が使用した際にも、その体格に合うようにビーズが移動し、使用者M（体格の大きい人）に添うようにクッション体3は変形する。

[0103] この際、自分がマッサージを受けたい部位にエアバッグ25が位置するように体を移動させ、エアバッグ25を所望とする位置に充てがう。この状態でエアバッグ25を膨張させることで、使用者Mはクッション1に安寧な姿

勢を持って体を預けつつ、所望とする部位に対して押圧マッサージを行うことが可能となる。

[0104] なお、第2実施形態のクッション1において、エアバッグ25の代わりに、第1実施形態で述べたマッサージ機構4を配備することも可能である。その場合、クッション1に座ってくつろぐ際に、マッサージ機構4の存在を邪魔に感じることもある。この場合でも、第1実施形態と同じように、別途用意された覆いクッション5をマッサージ機構4が存在する部分に設置し、マッサージ機構4の存在を使用者Mに認識させないようにすることができる。

[0105] 第2実施形態のクッション1において、その性能を向上させ且つ使用者Mの使用感を向上させるために、以下のような構成を採用することは非常に好ましい。

[0106] 図10に示すように、第1袋体21の後端とそれに接続された第2袋体22の境に、裏側（クッション体3の内部に向かう側）へ向けて膨出するケース体30を設けるとよい。このケース体30は、プラスチックなどの比較的硬い材質で構成されており、横長な筒形状を有している。内部には空間が形成されており、ケース体30の断面形状は円形や楕円形、矩形などが採用される。このケース体30が幅方向を向くようにして、第1袋体21の後端に対応する位置に配備する。具体的には第1袋体21及び第2袋体22に縫い付けたり接着したりする。その上でこのケース体30の内部にエアバッグ25に送られる圧縮空気を生成するエアポンプ、電磁弁、これらエアポンプや電磁弁を制御する制御基板などが格納される。

[0107] ケース体30には、第1袋体21や第2袋体22に向かって開口する開口部（図示せず）が形成されており、この開口部を介して、電磁弁からエアバッグ25へと延びる空気道26が外に延びるようになっている。

[0108] このようにケース体30内にエアポンプのような機械部品が格納されるため、使用者Mが本実施形態のクッション体1に座ったり、体を預けたりしたとしても、使用者Mの邪魔になることはない。また、ケース体30内に格納されたエアチューブが折れ曲がったりすることも可及的に回避できる。この

エアチューブの先端には、エアバッグ２５へと圧縮空気を導入する空気道２６が連結されており、この空気道２６を介してエアバッグ２５に圧縮空気が導かれる。圧縮空気をエアバッグ２５に供給するための空気道２６は、２枚の布体（空気が非通過の布体）を圧着し、空気の通るような道（道の部分は上下に接着されていないが、その周囲は接着されている）で構成されていることが好ましい。

[0109] また、横長な形状のケース体３０が幅方向を向くようにし、第１袋体２１の後端部に対応するように配設する。その上で、ケース体３０の外表面側に長手方向を向くように複数のＬＥＤライト３１を設けるとよい。このＬＥＤライト３１を点灯させることで、クッション体３の外側から第１袋体２１の位置が一目瞭然となり、使用者Ｍは容易に自分の臀部を第１袋体２１の位置に持ってゆくことが可能となる。クッション体３は、従来の椅子型マッサージ装置の枠体と異なり、その形状が容易に変形する。変形状態によっては、クッション体のどの位置にマッサージ用のエアバッグ２５が存在し、どの位置に体を預けたがよいかわからないことがある。

[0110] しかしながら、上記の構造であれば、ＬＥＤライト３１が横一列に光っている部分を目安に臀部を預け、クッション体３に座ることで、体の施療部位に正確にエアバッグ２５が密着し、確実な押圧マッサージを受けることが可能となる。

[0111] 以上述べたクッション体３には、使用者Ｍを温める発熱体や冷却する冷却体を配備してもよい。発熱体としては、ＰＴＣヒータやニクロム線などが採用でき、冷却体としてはペルチエ素子が採用できる。

[0112] [第３実施形態]

図１１～図１３には、本発明の変形性クッション１の第３実施形態が開示されている。

[0113] 図７と同様に、本発明の変形性クッション１（単に、クッション１と呼ぶこともある）は、流動性を有する内容物（ビーズ体）と、その内容物が装入される袋体２と、その袋体２が二つ以上組み合わせたものからなるクッシ

ョン体3と、を有している。

[0114] クッション体3は、使用者Mの体型や姿勢に添って自然に変形可能な可変形性を有している。クッション体3は、使用者Mの体の半分程度の大きさを有するものである。クッション体3には、内容物を装入可能な袋体2が二つ以上備えられている。本実施形態では、クッション体3は、4個の袋体2 1～2 4からなる。

[0115] 本実施形態の袋体2は、内容物を密に充填したものではなく、内部に余剰の空間部が設けられるように、袋体2の内容積より少ない量の内容物を装入して、全体的に余裕を持たせたものとなっている。これにより、クッション体3（クッション1）は、使用者Mの体型や姿勢に添って自然に変形するようになっている。

[0116] 袋体2は、布やプラスチックシートを縫い合わせて袋形状にしたものである。袋体2の素材は様々なものが採用可能であるが、綿のブロード地などを採用することができる。なお、袋体2の伸縮性については、設計事項により適宜変更可能である。

[0117] 袋体2の形状としては、様々なものが採用することができる。袋体2の形状は、その素材となる布体のカッティングや縫い合わせ位置により、任意のものが作成可能である。図1に示すように、略三角錐形状となる袋体2でもよく、使用者Mが座った場合に、内部の内容物が移動し、臀部から腰部を覆うようにクッション1が変形する。

[0118] 図1 1～図1 3などに示すように、本実施形態の袋体2は、使用者Mの臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体2 1と、この第1袋体2 1から後側に連通状に延びる第2袋体2 2と、第1袋体2 1の左側に連通状に設けられる第3袋体2 3と、第1袋体2 1の右側に連通状に設けられる第4袋体2 4と、を有する。

[0119] つまり、本実施形態の袋体2（クッション体3）は、4個の部屋に分かれていて、第1袋体2 1、第2袋体2 2、第3袋体2 3、第4袋体2 4のそれぞれは、連通した状態となっている。

- [0120] ただし、袋体2は、4個の部屋（第1袋体21～第4袋体24）に分かれるような形状にして、一枚のシート材からなるものとしてもよいし、4個の第1袋体21～第4袋体24をそれぞれ接合したものでもよい。なお、本実施形態では、第1袋体21、第2袋体22、第3袋体23、第4袋体24の4個に別れるものとしたが、少なくとも2個以上であればよい。
- [0121] 第1袋体21は、使用者Mが着座することができる広さを有している。すなわち、第1袋体21は、使用者Mが着座することにより、座部となる。この第1袋体21は、略矩形状にカットされた布（可撓性を有する薄いシート材）を二枚重ね合わせて、縁を縫い合わされて構成されている。この第1袋体21の内部には、内容物としてビーズ（詳細は後述、ビーズ体と呼ぶこともある）が装入されている。
- [0122] 第2袋体22は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき略三角錐形状となり、背中を支えることができる大きさを有している。すなわち、第2袋体22は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、背もたれ部となる。
- [0123] この第2袋体22は、先端（第1袋体21から後方に離れる側）が紡錘状となるようにカットされた布（可撓性を有する薄いシート材）を二枚重ね合わせて、縁を縫い合わされてなるものである。この第2袋体22の内部には、ビーズが装入されている。また、第2袋体22は、第1袋体21と連通した状態となっていて、ビーズは第2袋体22と第1袋体21の間を移動可能となっている。
- [0124] 第1袋体21の左側には、第3袋体23が設けられている。第3袋体23は、第1袋体21から左方へ延びるように設けられている。第3袋体23は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき略三角錐形状となるものである。すなわち、第3袋体23は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、使用者Mの臀部左側を囲うように配備される。なお、第3袋体23は、左肘掛部として使用可能でもある。
- [0125] この第3袋体23は、先端（第1袋体21から左方向に離れる側）が紡錘状となるようにカットされた布（可撓性を有する薄いシート材）を二枚重ね

合わせて、縁を縫い合わされてなるものである。この第3袋体23の内部には、ビーズが装入されている。また、第3袋体23は、第1袋体21と連通した状態となっていて、ビーズは第3袋体23と第1袋体21の間を移動可能となっている。

[0126] 第1袋体21の右側には、第4袋体24が設けられている。第4袋体24は、第3袋体23を左右に鏡像反転させた類似形状である。第4袋体24は、第1袋体21から右方へ延びるように設けられている。第4袋体24は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき略三角錐形状となるものである。すなわち、第4袋体24は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、使用者Mの臀部右側を囲うように配備される。なお、第4袋体24は、右肘掛部として使用可能でもある。

[0127] この第4袋体24は、先端（第1袋体21から右方向に離れる側）が紡錘状となるようにカットされた布（可撓性を有する薄いシート材）を二枚重ね合わせて、縁を縫い合わされているものである。この第4袋体24の内部には、ビーズが装入されている。また、第4袋体24は、第1袋体21と連通した状態となっていて、ビーズは第4袋体24と第1袋体21の間を移動可能となっている。

[0128] すなわち、第1袋体21と第2袋体22、第1袋体21と第3袋体23、第1袋体21と第4袋体24のそれぞれは連通しており、ビーズは第1袋体21～第4袋体24内を自由に移動する。なお、本実施形態のクッション体3の形状、すなわち、第1袋体21～第4袋体24の形状、材質、配置などについては一例であり、これに限定されない。

[0129] 以上述べた第1袋体21～第4袋体24（袋体2）の内部には、流動性を有する内容物（詰め物）として、ビーズが封入されている。このビーズの素材としては、様々なものが想定される。例えば、発泡スチロール粒、ポリエチレン粒、粒状パイプ等が好適であり、いずれもその直径は数mm～数cm程度である。なお、内容物に関し、流動性を有するものであれば、例示したものに限らず採用可能である。

- [0130] クッション1の第1袋体21～第4袋体24内に封入して使用されるビーズの分量としては、第1袋体21～第4袋体24内の全体積の50～90%程度とされ、ビーズが第1袋体21～第4袋体24内を容易に移動可能なように、第1袋体21～第4袋体24内に遊びの空間部を取って残存する状態としている。なお、ビーズの分量については、適宜変更可能である。
- [0131] つまり、ビーズ（内容物）の量は、第1袋体21～第4袋体24の容積より少ない量とされている。また、ビーズは、クッション1としての機能を有するとともに、第1袋体21～第4袋体24内を移動可能な量とされている。ただし、ビーズの素材や封入量などについては、座り心地などを考慮して決定するとよい。
- [0132] このような構成のため、クッション1はその形を自在に変えることができる。例えば、図11～図13などに示すように、使用者Mが手などを使って内部のビーズを移動させて自由に変形させたり、使用者Mがクッション1に体重をかけたりすることで、クッション1は使用者Mの体の形（体型や姿勢）に添って、密着するように形を自然に変形することができる。
- [0133] 特に、本実施形態のクッション体3の場合、座部となる第1袋体21に使用者Mが腰掛けた場合（第1袋体21に使用者Mの臀部を介して荷重が加えられた場合）、第1袋体21の内部に存在したビーズが、背もたれ部となる第2袋体22に移動するとともに、左右の第3袋体23と第4袋体24にも移動するようになる。なお、座部となる第1袋体21においては、座った使用者Mの重みによりビーズが多く移動するので、ビーズの量が第2袋体22～第4袋体24と比較して少ない量となる。
- [0134] 移動してきたビーズは、それぞれの第2袋体22～第4袋体24を充満する（容積をほぼ満たす）ことになる。第2袋体22は、移動してきたビーズにより、後方へ延びるとともに上方へ立ち上がるようになる。立ち上がった第2袋体22の前側には、使用者Mの背中が存在するため、第2袋体22は、使用者Mの背中を支える背もたれ部となる。
- [0135] また、第3袋体23は、移動してきたビーズにより、左方向へ延びるとと

もに上方へ立ち上がるように変形して配備される。同様に、第4袋体24は、移動してきたビーズにより、右方向へ延びるとともに上方へ立ち上がるように変形して配備される。

[0136] 第3袋体23と第4袋体24は、互いに幅方向で対面するように変形して配備される。この第3袋体23と第4袋体24の間には、使用者Mの臀部が存在するため、第3袋体23と第4袋体24は使用者Mの臀部を挟み込むような形となる。

[0137] なお、クッション1として、塩化ビニール素材の空洞体に水などの液体（流体）を入れたものでもよい。内部の流体が空間的に移動できるものであれば、袋体2（クッション体3）は自由に変形し、使用者Mの姿勢や体型に添って自由に変形可能となる。

[0138] 本実施形態のクッション体3には、袋体3を少なくとも二つ以上の袋体に仕切って、内容物の移動を制限する制限部材が設けられている。本実施形態の制限部材は、後述する第1制限部材48、第2制限部材41、第3制限部材44からなるものである。

[0139] 本実施形態のクッション体3には、袋体2を第1袋体21と第2袋体22（二つの部屋）に仕切って、ビーズの移動を制限する第1制限部材48が設けられている。第2袋体22は、第1制限部材48により、第1袋体21の後側に設けられることとなる。

[0140] 本実施形態では、第1制限部材48は、第1袋体21と第2袋体22が切り替わる部位（連通した部位）に設けられている。すなわち、第1制限部材48により一つの袋体2が、第1袋体21と第2袋体22に別れるともいえる。

[0141] 第1制限部材48は、袋体2の内部に装入されたビーズの移動を制限することにより、ビーズが増えた一方側の袋体（ここでは、第2袋体22）の形状を整えて維持することができる。

[0142] 例えば、袋体2の内部のうち、第1袋体21となる側のビーズを第2袋体22となる側に移動させておき、第1制限部材48によりビーズの移動を制

限することで、第2袋体22は形が整って略三角錐形状に盛り上がったものとなる。

[0143] つまり、第2袋体22は、第1制限部材48により形が整えられ且つ、第1袋体21に対して後側にて起立された状態で配備される。すなわち、本実施形態では第1制限部材48により、第1袋体21は使用者Mが着座可能な座部となり、第2袋体22は背もたれ部となる。なお、第1制限部材48を緩めると、第1袋体21と第2袋体22を連通状態に戻ることができる。

[0144] 本実施形態においては、第1制限部材48として、長尺の紐体を採用している。ただし、第1制限部材48は、紐体でもよいし、ベルトでもよく、第1袋体21と第2袋体22との間を制限してビーズの移動を制限することができるものであれば、特に限定はしない。

[0145] 第1袋体21と第2袋体22が切り替わる部位には、左右方向に沿って左側から右側にかけて、長尺の第1紐挿通部49が設けられている。第1紐挿通部49は、切り替わる部位の外側を周回する、左右方向に長いトンネル状の空間である。

[0146] 第1紐体48は、第1袋体21と第2袋体22が切り替わる部位を周回するように、第1紐挿通部49内を通過して添設されている。第1紐体48は、第1紐挿通部49の第1紐通し口40から外側に末端部が突出し、この末端部には持ち手が設けられている。本実施形態の第1紐通し口40は、左側に設けられている。なお、第1紐挿通部49、第1紐通し口40の位置については、適宜変更可能である。

[0147] 例えば、ビーズを第1袋体21と第2袋体22のそれぞれに寄せておく。なお、ビーズを袋体21、22のそれぞれに寄せる割合は任意に変更することができる。第1紐体48を引っ張って、第1紐挿通部49を蛇腹状に折りたたむことで、第1袋体21と第2袋体22の連通状態が制限され、二つの部屋（第1袋体21と第2袋体22）の間におけるビーズの移動を制限する。

[0148] 第1紐体48により、ビーズが増えた第2袋体22は形状が整った状態と

なるとともに、第1袋体21と第2袋体22はそれぞれ独立した状態で配備される。つまり、第1袋体21が座部となるとともに、第2袋体22が背もたれ部となり、着座可能なクッション体3となる。

[0149] なお、第1紐体48を緩めると、第1紐挿通部49の折りたたみが解除されるので、第1袋体21と第2袋体22が連通する状態となり、ビーズの移動が可能となる。

[0150] クッション体3には、袋体2を第1袋体21と第3袋体23（二つの部屋）に仕切って、ビーズの移動を制限する第2制限部材41が設けられている。第3袋体23は、第2制限部材41により第1袋体21の左側に設けられることとなる。

[0151] 本実施形態では、第2制限部材41は、第1袋体21と第3袋体23が切り替わる部位（連通した部位）に設けられている。すなわち、第2制限部材41により一つの袋体2が、第1袋体21と第3袋体23に別れるともいえる。

[0152] 第2制限部材41は、袋体2の内部に装入されたビーズの移動を制限することにより、ビーズが増えた一方側の袋体（ここでは、第3袋体23）の形状を整えて維持することができる。

[0153] 例えば、袋体2の内部のうち、第1袋体21となる側のビーズを第3袋体23となる側に移動させておき、第2制限部材41によりビーズの移動を制限することで、第3袋体23は形が整って略三角錐形状に盛り上がったものとなる。

[0154] つまり、第3袋体23は、第2制限部材41により形が整えられ且つ、第1袋体21に対して左側にて起立された状態で配備される。すなわち、本実施形態では第2制限部材41により、第1袋体21は使用者Mが着座可能な座部となり、第3袋体23は左壁部となる。なお、第2制限部材41を緩めると、第1袋体21と第3袋体23を連通状態に戻すことができる。

[0155] 本実施形態においては、第2制限部材41として、長尺の紐体を採用している。ただし、第2制限部材41は、紐体でもよいし、ベルトでもよく、第

1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 との間を制限してビーズの移動を制限することができるものであれば、特に限定はしない。

[0156] 第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 が切り替わる部位には、前後方向に沿って前側から後側にかけて、長尺の第 2 紐挿通部 4 2 が設けられている。第 2 紐挿通部 4 2 は、切り替わる部位の外側を周回する、前後方向に長いトンネル状の空間である。

[0157] 第 2 紐体 4 1 は、第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 が切り替わる部位を周回するように、第 2 紐挿通部 4 2 内を通過して添設されている。第 2 紐体 4 1 は、第 2 紐挿通部 4 2 の第 2 紐通し口 4 3 から外側に末端部が突出し、この末端部には持ち手が設けられている。本実施形態の第 2 紐通し口 4 3 は、後側に設けられている。なお、第 2 紐挿通部 4 2、第 2 紐通し口 4 3 の位置については、適宜変更可能である。

[0158] 例えば、ビーズを第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 のそれぞれに寄せておく。なお、ビーズを袋体 2 1、2 3 のそれぞれに寄せる割合は任意に変更することができる。第 2 紐体 4 1 を引っ張って、第 2 紐挿通部 4 2 を蛇腹状に折りたたむことで、第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 の連通状態が制限され、二つの部屋（第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3）の間におけるビーズの移動を制限する。

[0159] 第 2 紐体 4 1 により、ビーズが増えた第 3 袋体 2 3 は形状が整った状態となるとともに、第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 はそれぞれ独立した状態で配備される。つまり、第 3 袋体 2 3 が第 1 袋体 2 1 に対して立ち上がるような形状となる。この第 3 袋体 2 3 は、使用者 M が第 1 袋体 2 1 に着座したとき、使用者 M の臀部左側を囲うように配備される。

[0160] なお、第 2 紐体 4 1 を緩めると、第 2 紐挿通部 4 2 の折りたたみが解除されるので、第 1 袋体 2 1 と第 3 袋体 2 3 が連通する状態となり、ビーズの移動が可能となる。

[0161] クッション体 3 には、袋体 2 を第 1 袋体 2 1 と第 4 袋体 2 4（二つの部屋）に仕切って、ビーズの移動を制限する第 3 制限部材 4 4 が設けられている。

。第4袋体24は、第3制限部材44により第1袋体21の右側に設けられることとなる。

[0162] 本実施形態では、第3制限部材44は、第1袋体21と第4袋体24が切り替わる部位（連通した部位）に設けられている。すなわち、第3制限部材44により一つの袋体2が、第1袋体21と第4袋体24に別れるともいえる。

[0163] 第3制限部材44は、袋体2の内部に装入されたビーズの移動を制限することにより、ビーズが増えた一方側の袋体（ここでは、第4袋体24）の形状を整えて維持することができる。

[0164] 例えば、袋体2の内部のうち、第1袋体21となる側のビーズを第4袋体24となる側に移動させておき、第3制限部材44によりビーズの移動を制限することで、第4袋体24は形が整って略三角錐形状に盛り上がったものとなる。

[0165] つまり、第4袋体24は、第3制限部材44により形が整えられ且つ、第1袋体21に対して右側にて起立された状態で配備される。すなわち、本実施形態では第3制限部材44により、第1袋体21は使用者Mが着座可能な座部となり、第4袋体24は右壁部となる。なお、第3制限部材44を緩めると、第1袋体21と第4袋体24を連通状態に戻すことができる。

[0166] 本実施形態においては、第3制限部材44として、長尺の紐体を採用している。ただし、第3制限部材44は、紐体でもよいし、ベルトでもよく、第1袋体21と第4袋体24との間を制限してビーズの移動を制限することができるものであれば、特に限定はしない。

[0167] 第1袋体21と第4袋体24が切り替わる部位には、前後方向に沿って前側から後側にかけて、長尺の第3紐挿通部45が設けられている。第3紐挿通部45は、切り替わる部位の外側を周回する、前後方向に長いトンネル状の空間である。

[0168] 第3紐体44は、第1袋体21と第4袋体24が切り替わる部位を周回するように、第3紐挿通部45内を通過して添設されている。第3紐体44は

、第3紐挿通部45の第3紐通し口46から外側に末端部が突出し、この末端部には持ち手が設けられている。本実施形態の第3紐通し口46は、後側に設けられている。なお、第3紐挿通部45、第3紐通し口46の位置については、適宜変更可能である。

[0169] 例えば、ビーズを第1袋体21と第4袋体24のそれぞれに寄せておく。なお、ビーズを袋体21、24のそれぞれに寄せる割合は任意に変更することができる。第3紐体44を引っ張って、第3紐挿通部45を蛇腹状に折りたたむことで、第1袋体21と第4袋体24の連通状態が制限され、二つの部屋（第1袋体21と第4袋体24）の間におけるビーズの移動を制限する。

[0170] 第3紐体44により、ビーズが増えた第4袋体24は形状が整った状態となるとともに、第1袋体21と第4袋体24はそれぞれ独立した状態で配備される。つまり、第4袋体24が第1袋体21に対して立ち上がるような形状となる。この第4袋体24は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、使用者Mの臀部右側を囲うように配備される。

[0171] なお、第3紐体44を緩めると、第3紐挿通部45の折りたたみが解除されるので、第1袋体21と第4袋体24が連通する状態となり、ビーズの移動が可能となる。

[0172] すなわち、第2紐体41によって独立する第3袋体23と、第3紐体44によって独立する第4袋体24は、座部となる第1袋体21を左右側方から囲うように変形する。これにより、第3袋体23と第4袋体24は、使用者Mの臀部を包み込むように配備される。

[0173] なお、本実施形態の制限部材48、41、44（紐体48、41、44）、紐挿通部49、41、45、紐通し口40、43、46の形状、材質、配置などについては一例であり、これに限定されない。

[0174] また、各制限部材48、41、44は、袋体2の内部に装入された内容物（ビーズ）の移動を制限する手段であり、本実施形態で例示した紐体やベルトのほかに、以下のような構造でも可能である。

- [0175] 例えば、袋体2に制限部材48, 41, 44としてファスナー（ジッパー）を設けておき、そのファスナーの開閉により袋体2内のビーズの移動を制限するという手段などが挙げられる。また例えば、袋体2に制限部材48, 41, 44としてボタンを設けておき、そのボタンの開閉により袋体2内のビーズの移動を制限するという手段なども挙げられる。
- [0176] このように、ビーズが内部に装入された袋体2に、そのビーズの移動を制限する制限部材48, 41, 44を設けることで、自由度があるビーズクッション1において、使用者Mが気に入った形状（リラックスできる形状）にすることができるとともに、その形状を確実に維持することができるようになる。
- [0177] 以上述べた本実施形態のクッション1の使用態様について、図面を参照しながら説明する。このクッション1の使用態様は一例であり、これに限定されない。
- [0178] 本実施形態では、上述した制限部材48, 41, 44（紐体48, 41, 44）により、使用前にクッション体3の形状を任意の形状に予め変形させることができる。
- [0179] 詳しくは、紐体48, 41, 44を引っぱっていない、図11に示す状態から始めることとする。まず、第1紐体48を使用する場合を述べる。ビーズを第1袋体21と第2袋体22のそれぞれに寄せておく。例えば、ビーズを第2袋体22に多めに移動させておく。
- [0180] 図12に示すように、第1紐体48の持ち手を握り、第1紐体48を引っ張ると、第1紐通し口40から第1紐体48が引っ張り出され、第1紐挿通部49が蛇腹状に折りたたまれる。すなわち、第1袋体21と第2袋体22は、巾着袋を縛ったような状態となる。
- [0181] これにより、第1袋体21と第2袋体22の連通状態が制限され、第1袋体21と第2袋体22の間におけるビーズの移動が制限されて、第1紐体48（第1制限部材48）により、ビーズが増えた一方の第2袋体22の形状が整えられて維持される。これにより、第1袋体21と第2袋体22は、そ

れぞれ独立した状態となる。なお、この状態でも使用可能であり、使用者Mが第1袋体21に体重をかけて座りこむと、第1袋体21が座部となるとともに、第2袋体22が背もたれ部となる。

[0182] 次に、第1紐体48に加えて、第2紐体41と第3紐体44を使用する場合を述べる。まず、ビーズを第1袋体21、第2袋体22、第3袋体23、第4袋体24のそれぞれに寄せておく。例えば、ビーズを第2袋体22、第3袋体23、第4袋体24に多く移動させておく。なお、第1紐体48の使用手順については、上述した通りである。

[0183] 図13に示すように、第2紐体41の持ち手を握り、第2紐体41を引っ張ると、第2紐通し口43から第2紐体41が引っ張り出され、第2紐挿通部42が蛇腹状に折りたたまれる。すなわち、第1袋体21と第3袋体23は、巾着袋を縛ったような状態となる。

[0184] これにより、第1袋体21と第3袋体23の連通状態が制限され、第1袋体21と第3袋体23の間におけるビーズの移動が制限されて、第2紐体41（第2制限部材41）により、ビーズが増えた一方の第3袋体23の形状が整えられて維持される。これにより、第1袋体21と第3袋体23は、それぞれ独立した状態となる。この第3袋体23は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、使用者Mの臀部左側を囲うように配備される。

[0185] つぎに、第3紐体44の持ち手を握り、第3紐体44を引っ張ると、第3紐通し口46から第3紐体44が引っ張り出され、第3紐挿通部45が蛇腹状に折りたたまれる。すなわち、第1袋体21と第4袋体24は、巾着袋を縛ったような状態となる。

[0186] これにより、第1袋体21と第4袋体24の連通状態が制限され、第1袋体21と第4袋体24の間におけるビーズの移動が制限されて、第2紐体41（第2制限部材41）により、ビーズが増えた一方の第3袋体23の形状が整えられて維持される。これにより、第1袋体21と第4袋体24は、それぞれ独立した状態となる。この第4袋体24は、使用者Mが第1袋体21に着座したとき、使用者Mの臀部右側を囲うように配備される。

- [0187] このように、使用者Mが紐体4 8, 4 1, 4 4を使用して予め変形させたクッション1に座りこむことで、使用者Mの体に添いやすくなり、より立ち上がった第2袋体2 2にもたれ掛かることが可能になるとともに、第3袋体2 3と第4袋体2 4がより立ち上がることにより、使用者Mの臀部が深く包み込まれるので、より楽な姿勢で 사용할 ことができる。
- [0188] なお、第1紐体4 8を緩めると第1紐挿通部4 9の折りたたみが解除され、第2紐体4 1を緩めると第2紐挿通部4 2の折りたたみが解除され、第3紐体4 4を緩めると第3紐挿通部4 5の折りたたみが解除されるので、第1袋体2 1～第4袋体2 4の全てが連通する状態となり、ビーズの移動が可能となる（図1 1を参照）。
- [0189] また、本実施形態では、紐体4 8, 4 1, 4 4を用いない場合でも、クッション1を使用することができる。図1 1に示す状態で、使用者Mは、座部となる第1袋体2 1に体重をかけて、クッション体3に座りこむ。このとき、ビーズの一部が第1袋体2 1内の使用者Mの重みで、第2袋体2 2、第3袋体2 3、第4袋体2 4のそれぞれに移動する。第2袋体2 2は、移動してきたビーズにより内部が充満する。同様に、第3袋体2 3、第4袋体2 4も、移動してきたビーズにより内部が充満する。
- [0190] すると、第2袋体2 2は、後方へ延びるとともに上方へ立ち上がるようになり、使用者Mの背中を支える背もたれ部となる。また、第3袋体2 3は、左方向へ延びるとともに上方へ立ち上がるように変形し、使用者Mの臀部左側を囲うように配備される。なお、第3袋体2 3は、左肘掛部として使用してもよい。
- [0191] 同様に、第4袋体2 4は、右方向へ延びるとともに上方へ立ち上がるように変形し、使用者Mの臀部右側を囲うように配備される。なお、第4袋体2 4は、右肘掛部として使用してもよい。
- [0192] 図9と同様に、使用者Mがクッション1に座りこむことで、使用者Mの体に添って自然に変形し、第2袋体2 2にもたれ掛かることが可能になるとともに、第3袋体2 3と第4袋体2 4により使用者Mの臀部が包み込まれるの

で、楽な姿勢で使うことができる。

- [0193] 以上、本発明の可変形性クッション１によれば、使用者Mの体に添って自然に変形するクッションにおいて、簡単に本体形状を任意の形状に（例えば、椅子形状に）予め変形させて整える機能、すなわち制限部材４８，４１，４４（紐体４８，４１，４４）を備えることにより、より楽な姿勢で使うことができるので、リラックス効果をさらに向上させることができる。
- [0194] さらに、本発明の可変形性クッション１は、例えば、内容物のビーズを移動させる前に、第１袋体２１～第４袋体２４の間でのビーズの流れを、各制限部材４８，４１，４４で制限することにより、ビーズを移動させないようにすることもできる。これにより、可変形性クッション１の形状を簡単に変えることができる。
- [0195] 各制限部材４８，４１，４４でビーズの流れを制限しない場合、使用者が第１袋体２１に座ると、第１袋体２１の内部にあるビーズは、第２袋体２２、第３袋体２３、第４袋体２４にそれぞれ押し出される。
- [0196] このとき、一例として第１制限部材４８で第１袋体２１と第２袋体２２のビーズの流れを制限した場合、使用者が第１袋体２１に座ると、第１袋体２１から第２袋体２２へのビーズの流量が制限され、その分第３袋体２３、第４袋体２４への流量（ビーズが移動する量）が増えることになる。
- [0197] すると、左右の第３袋体２３と第４袋体２４が立ち上がる（盛り上がる）が、後側の第２袋体２２はビーズの流入が減るため、その第２袋体２２の立ち上がり（盛り上がり）は、第１制限部材４８を使用しない場合と比較して抑えられる。つまり、背凭れ部となる第２袋体２２は、寝た状態に近づくようになり、使用者は仰向けに寝たような姿勢となる。
- [0198] ビーズの流量（ビーズが移動する量）は、各制限部材４８，４１，４４による制限の加減で変わるため、第２袋体２２の立ち上がり具合は、第１制限部材４８の加減（例えば、第１制限部材４８を第１紐体４８で実施する場合、巾着上にしたひもの内寸法長や結び目の強さ）によって調整することができる。

- [0199] 第2制限部材4 1または第3制限部材4 4によって第1袋体2 1から第3袋体2 3、または第1袋体2 1から第4袋体2 4へのビーズの流量（流れ出すビーズの量）を制限した場合も同様に、第3袋体2 3または第4袋体2 4の立ち上がりが抑えられる。
- [0200] このように、各制限部材4 8, 4 1, 4 4を用いることにより、いずれかの袋体2 1～2 4に負荷をかけたときに、その袋体2 1～2 4から流れ出すビーズの流出先となる別の袋体2 1～2 4と、その袋体2 1～2 4への流出量（例えば、第1袋体2 1からビーズが流れ出る場合、別の袋体2 2～2 4とその袋体2 2～2 4へのビーズの移動量）を、選択的に調整することができ、ビーズクッション1の形状生成を自由に行うことが可能となる。
- [0201] 本発明のクッション1を具現化するにあたっては、様々な改良を施してもよい。例えば、袋体2に、図示はしないが、マッサージ機構が配備されているとよい。
- [0202] 具体的には、内容物が装入された袋体2の外側または内側に、マッサージ機構を収容する第5の袋体（図示せず）が設けられているとよい。すなわち、マッサージ機構は第5の袋体を介して、袋体2に配備されている。また、マッサージ機構は、第5の袋体の内部において移動可能とされているとよい。
- [0203] 例えば、第1袋体2 1の外側にマッサージ機構を収容した第5の袋体を配備しておけば、臀部などをマッサージすることができる。また、第2袋体2 2の外側にマッサージ機構を収容した第5の袋体を配備しておけば、背部などをマッサージすることができる。
- [0204] また、第5の袋体には、マッサージ機構の移動を制限する装置制限部材（図示せず）が配備されているとよい。装置制限部材により、マッサージ機構の位置を任意に設定することができるようになる。
- [0205] また例えば、袋体2（クッション体3）の内部は、使用者Mにマッサージを付与可能なマッサージ機構（機械式・エアバッグ式いずれも可能）を収容可能な構成としてもよい。すなわち、少なくとも第1袋体2 1～第4袋体2

4のいずれかの内部は、マッサージ機構を移動可能に収容する構成とされているとよい。

[0206] 連通状とされた第1袋体21と第2袋体22との間を、マッサージ機構が移動することができるようにしておき、第1紐体48（第1制限部材48）で第1袋体21と第2袋体22のいずれかの内部に移動させて配置することができるようにするとよい。

[0207] 詳しくは、第1紐体48を使用していない、図11に示す状態から始めることとする。例えば、マッサージ機構を第2袋体22に移動させておく。なお、ビーズも第2袋体22に移動させておくことよい。すなわち、第2袋体22にビーズをやや多めに移動させておくことで、背中と当たる表面側にマッサージ機構を寄せておく。

[0208] 図12に示すように、第1紐体48の持ち手を握り、第1紐体48を引っ張ると、第1紐通し口40から第1紐体48が引っ張り出され、第1紐挿通部49が蛇腹状に折りたたまれる。この第1袋体21と第2袋体22は、巾着袋を縛ったような状態となる。

[0209] これにより、第1袋体21と第2袋体22の連通状態が制限され、マッサージ機構は第2袋体22の内部に配置されることとなる。第1袋体21と第2袋体22がそれぞれ独立した状態となる。この状態で使用者Mが第1袋体21に体重をかけて座りこむと、第1袋体21が座部となるとともに、第2袋体22が背もたれ部となる。使用者Mの背中にマッサージ機構が当たることとなり、背中に対してマッサージを受けることができるようになる。

[0210] なお、マッサージ機構を第1袋体21に移動させておき、上述の手順を行うと、第1袋体21が座部となって使用者Mの臀部にマッサージ機構が当たることとなり、臀部に対してマッサージを受けることができるようになる。

[0211] また、マッサージ機構を第3袋体23に移動させて配置する場合、第2紐体41を用いて第3袋体23からのマッサージ機構の移動を制限しておくこと、所望の施療部に対してマッサージを受けることができる。

[0212] また、マッサージ機構を第4袋体24に移動させて配置する場合、第3紐

体 4 4 を用いて第 4 袋体 2 4 からのマッサージ機構の移動を制限しておくこと、
、所望の施療部に対してマッサージを受けることができる。

[0213] また、袋体 2 を二重構造とすることも好ましい。二重構造とした場合、外
布体（外カバー）は、洗濯するために取り外せるカバーとすることができ、
内布体（内カバー）は、ビーズを収めた袋体 2 とすることができる。

[0214] ただし、袋体 2 内での内容物の移動を制限する各制限部材 4 8, 4 1, 4
4（例えば、紐体やベルトなど）に関しては、外布体（外カバー）、または
、内布体（内カバー）のいずれに配備してもよい。

[0215] なお、今回開示された実施形態はすべての点で例示であって制限的なもの
ではないと考えられるべきである。特に、今回開示された実施形態において
、明示的に開示されていない事項、例えば、運転条件や操業条件、各種パラ
メータ、構成物の寸法、重量、体積などは、当業者が通常実施する範囲を逸
脱するものではなく、通常の当業者であれば、容易に想定することが可能な
値を採用している。

[0216] ただし、本実施形態での第 1 袋体 2 1～第 4 袋体 2 4、第 1 制限部材 4 8
～第 3 制限部材 4 4 の名称の付し方については、本発明を説明する上で便宜
的に付けただけであり、それらの名称の付し方については任意である。

符号の説明

- [0217]
- | | |
|----|---------|
| 1 | クッション |
| 2 | 袋体 |
| 3 | クッション体 |
| 4 | マッサージ機構 |
| 5 | 覆いクッション |
| 6 | 紐体 |
| 10 | アーム部材 |
| 11 | 施療子 |
| 21 | 第 1 袋体 |
| 22 | 第 2 袋体 |

2 3	第 3 袋体
2 4	第 4 袋体
2 5	エアバッグ
2 6	空気道
3 0	ケース体
3 1	L E D ライト
4 0	第 1 紐通し口
4 1	第 2 制限部材（第 2 紐体）
4 2	第 2 紐挿通部
4 3	第 2 紐通し口
4 4	第 3 制限部材（第 3 紐体）
4 5	第 3 紐挿通部
4 6	第 3 紐通し口
4 8	第 1 制限部材（第 1 紐体）
4 9	第 1 紐挿通部
M	使用者

請求の範囲

- [請求項1] 内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型や姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能なマッサージ機構が搭載された構成を有する
ことを特徴とするマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項2] 前記クッション体は前記内容物を装入可能な袋体を有しており、前記袋体内に空間部が存在する量の前記内容物が装入されている
ことを特徴とする請求項1に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項3] 前記マッサージ機構は、使用者にマッサージを付与する施療子を備えていることを特徴とする請求項1に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項4] 前記施療子の内部又は隣接部に発光体を具備することを特徴とする請求項3に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項5] 前記クッション体の内側にケース体が配備され、前記ケース体の内部に前記マッサージ機構を駆動するための駆動機材が配設される
ことを特徴とする請求項1に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項6] 前記ケース体の表面に発光体が配設されていることを特徴とする請求項5に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項7] 前記マッサージ機構と使用者との間に、前記マッサージ機構を覆う覆いクッションが配備可能とされる
ことを特徴とする請求項1に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項8] 内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者に押圧マッサージを付与可能なエアバッグが搭載された構成を有するマッサージ機能付きの変形性クッションであって、

前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、

前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体と、前記第1袋体の左右一方側に設けられるとともに前記第1袋体に連通状に且つ一方へ延びるように形成された第3袋体と、前記第1袋体の左右他方側に設けられるとともに前記第1袋体に連通状に且つ他方へ延びるように形成された第4袋体と、を有し、

前記第3袋体と第4袋体とが対向する位置に設けられており、

前記第3袋体及び／又は第4袋体には前記エアバッグが配設されている

ことを特徴とするマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項9]

前記第1袋体の空間部と第3袋体の空間部とは連通しており、前記第1袋体の空間部と第4袋体の空間部とは連通している、

前記第1袋体に対して荷重が加えられた場合、前記第1袋体の空間部に存在するビーズ体が第3袋体及び第4袋体に移動することで、前記第3袋体及び第4袋体は左右方向外側へ延びるとともに上方へ立ち上がるように構成されている

ことを特徴とする請求項8に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項10]

前記第3袋体及び第4袋体が左右方向外側へ延びるとともに上方へ立ち上がった際には、前記第1袋体上に位置する使用者の臀部を、前記第3袋体及び第4袋体が挟み込むように構成されている

ことを特徴とする請求項9に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項11]

前記第3袋体のエアバッグと第4袋体のエアバッグとが同時に膨らむことで、使用者の臀部を左右から挟み込むように構成されている

ことを特徴とする請求項10に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

- [請求項12] 体格の大きい人から体格の小さい人に亘り様々な人が使用者となりうるに際しては、体格の小さい使用者に対応して、前記第3袋体及び第4袋体の大きさ及び／又は幅方向間隔を設定している
- ことを特徴とすることを特徴とする請求項8に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項13] 前記第1袋体には前記エアバッグが配設されていることを特徴とする請求項8に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項14] 前記第1袋体に連通状に後方側に延びる第2袋体を有し、
- 前記第1袋体の空間部と第2袋体の空間部とは連通しており、前記第1袋体に対して荷重が加えられた場合、前記第1袋体の空間部に存在するビーズ体が第2袋体に移動することで、前記第2袋体は後方へ延びるとともに上方へ立ち上がるように構成されている
- ことを特徴とする請求項8に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項15] 前記第2袋体には前記エアバッグが配設されていることを特徴とする請求項14に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項16] 内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能な機械式のマッサージ機構が搭載された構成を有するマッサージ機能付きの変形性クッションであって、
- 前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、
- 前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体を有し、前記第1袋体に前記マッサージ機構が配設されている
- ことを特徴とするマッサージ機能付きの変形性クッション。
- [請求項17] 内部に流動性を有する内容物が装入されることで使用者の体型又は姿勢に添って形状を変形可能とされたクッション体に、使用者にマッサージを付与可能な機械式のマッサージ機構が搭載された構成を有す

るマッサージ機能付きの可変形性クッションであって、

前記クッション体は、袋体と当該袋体に装入される前記内容物であるビーズ体とからなり、

前記袋体は、使用者の臀部を載置可能な大きさを有する第1袋体と、前記第1袋体に連通状に後方側に延びる第2袋体とを有し、

前記第1袋体及び／又は第2袋体には前記マッサージ機構が配設されている

ことを特徴とするマッサージ機能付きの可変形性クッション。

[請求項18] 前記第1袋体内のビーズ体を移動させて前記クッション体を変形することで、使用者に対する前記マッサージ機構の位置が変更可能とされている

ことを特徴とする請求項16に記載のマッサージ機能付きの可変形性クッション。

[請求項19] 前記第1袋体及び／又は第2袋体内のビーズ体を移動させて前記クッション体を変形することで、使用者に対する前記マッサージ機構の位置が変更可能とされている

ことを特徴とする請求項17に記載のマッサージ機能付きの可変形性クッション。

[請求項20] 前記第2袋体内におけるビーズ体の寄集度合いを変更することで、前記第1袋体に対する第2袋の傾斜度合いが変更可能とされている

ことを特徴とする請求項17に記載のマッサージ機能付きの可変形性クッション。

[請求項21] 前記第1袋体内におけるビーズ体の寄集度合いを変更することで、前記マッサージ機構からのマッサージ強さが変更可能とされている

ことを特徴とする請求項16に記載のマッサージ機能付きの可変形性クッション。

[請求項22] 前記第1袋体及び／又は第2袋体内におけるビーズ体の寄集度合いを変更することで、マッサージ機構からのマッサージ強さが変更可能

とされている

ことを特徴とする請求項 17 に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項23] 前記マッサージ機構は、先端に施療子が配備されたアーム部材と、回転駆動力を出力する駆動部と、出力された回転駆動力により回転する回転軸と、その回転軸の回転を揺動運動に変換して、前記アーム部材を揺動させ前記施療子に少なくとも揉みマッサージ動作を発現させる揺動変換部とを有している

ことを特徴とする請求項 16 又は 17 に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項24] 前記施療子の内部に発光体が内蔵されていることを特徴とする請求項 23 に記載のマッサージ機能付きの変形性クッション。

[請求項25] 内部に装入された流動性を有する内容物により使用者の体型や姿勢に添って形状を変形可能とされた変形性クッションにおいて、
前記内容物が装入された袋体を備えるクッション体を有し、
前記クッション体には、前記袋体を少なくとも二つ以上の袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する制限部材が設けられている
ことを特徴とする変形性クッション。

[請求項26] 前記制限部材は、前記袋体を第 1 袋体と第 2 袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第 1 制限部材を有している
ことを特徴とする請求項 25 に記載の変形性クッション。

[請求項27] 前記第 1 袋体は、前記第 1 制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、
前記第 2 袋体は、前記第 1 制限部材により形が整えられ且つ、前記第 1 袋体に対して後側にて起立された状態で配備される
ことを特徴とする請求項 26 に記載の変形性クッション。

[請求項28] 前記制限部材は、前記袋体を第 1 袋体と第 3 袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第 2 制限部材を有している

- ことを特徴とする請求項 25 に記載の変形性クッション。
- [請求項29] 前記第 1 袋体は、前記第 2 制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、
- 前記第 3 袋体は、前記第 2 制限部材により形が整えられ且つ、前記第 1 袋体に対して左側にて起立された状態で配備される
- ことを特徴とする請求項 28 に記載の変形性クッション。
- [請求項30] 前記制限部材は、前記袋体を第 1 袋体と第 4 袋体に仕切って、前記内容物の移動を制限する第 3 制限部材を有している
- ことを特徴とする請求項 25、26、28 のいずれかに記載の変形性クッション。
- [請求項31] 前記第 1 袋体は、前記第 3 制限部材により、前記使用者が着座可能な座部となり、
- 前記第 4 袋体は、前記第 3 制限部材により形が整えられ且つ、前記第 1 袋体に対して右側にて起立された状態で配備される
- ことを特徴とする請求項 30 に記載の変形性クッション。
- [請求項32] 前記内容物は、前記袋体の内部に前記空間部が設けられるように、前記袋体の内容積より少ない量が装入されていて、前記クッション体の変形可能となる
- ことを特徴とする請求項 25 に記載の変形性クッション。
- [請求項33] 前記袋体には、マッサージ機構が配備されていることを特徴とする請求項 25 に記載の変形性クッション。
- [請求項34] 前記内容物が装入された前記袋体の外側または内側に、前記マッサージ機構を収容する第 5 の袋体が設けられていて、
- 前記マッサージ機構は、前記第 5 の袋体の内部において移動可能とされている
- ことを特徴とする請求項 33 に記載の変形性クッション。
- [請求項35] 前記第 5 の袋体には、前記マッサージ機構の移動を制限する装置制限部材が配備されている

ことを特徴とする請求項 3 4 に記載の変形性クッション。